議案第１２３号

霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第208号）の一部を次のように改正する。

別表中「280円」を「420円」に改め、同表備考に次のように加える。

３　使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料に100分の100を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。

４　３の「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

⑴　市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第６条の住民基本台帳に記録されている者

⑵　市内の事務所、事業所等に勤務する者

⑶　市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校に在学する者

⑷　構成員の半数以上が⑴から⑶までに掲げる者である団体

５　児童生徒が練習や大会等において使用する場合の使用料は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。